

改正

平成22年3月23日21世要児第246号

平成23年3月29日22世要児第238号

平成24年3月21日23世要児第287号

平成26年3月31日25世障地第2491号

平成28年3月31日27世障地第2363号

令和2年3月24日31世障保第449号

世田谷区発達相談室事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害児又は発達障害の疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）に対し、身近なところで発達障害に関する相談に応じ、これらの者に適切な発達支援を受ける機会を提供するための発達相談室事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発達障害 発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する発達障害をいう。
- (2) 発達障害児 法第2条第2項に規定する発達障害児をいう。

(実施場所)

第3条 区長は、次の場所において事業を実施する。

- (1) 子育てステーション世田谷（世田谷区太子堂1丁目12番40号）
- (2) 子育てステーション成城（世田谷区成城6丁目5番34号）
- (3) 子育てステーション烏山（世田谷区南烏山5丁目17番5号）
- (4) 子育てステーション桜新町（世田谷区桜新町2丁目8番1号）
- (5) 子育てステーション梅丘（世田谷区松原6丁目41番7号）

(事業内容等)

第4条 区長は、事業として次の事項を行う。

- (1) 発達障害についての相談に関すること。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。

(3) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）に関すること。

(4) 前3号に掲げる事項に係る世田谷区発達障害相談・療育センターとの連携に関すること。

2 事業の実施日は、区長が別に定める。

3 事業の定員は、区長が別に定める。

(事業対象者)

第5条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項 区内に住所を有する発達障害児等及びそれらの保護者

(2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項 区内に住所を有する発達障害児等であって、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費（児童発達支援及び放課後等デイサービスに係るものに限る。）の通所給付決定に係るもの

(利用の申請)

第6条 区長は、前条第2号に定める対象者が事業を利用しようとするときは、対象者又はその保護者に対し、世田谷区発達相談室利用申請書（第1号様式）により利用の申請をさせるものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の利用の承認をしないことができる。

(1) 伝染病疾患を有する者であるとき。

(2) 事業の目的に合致した利用を期待することができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業運営の管理上支障があるとき。

(利用の承認等)

第7条 区長は、前条第1項の規定により事業の利用の申請がなされた場合において、その利用の可否を決定したときは、世田谷区発達相談室利用承認・不承認通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第8条 区長は前条の規定により事業の利用の承認を受けた者が利用を辞退しようとするときは、速やかに世田谷区発達相談室利用辞退届（第3号様式）により届出させるものとする。

(利用者負担金)

第9条 区長は、事業を利用する者から、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の利用者負担金を徴収するものとする。

(1) 第4条第1項第1号に掲げる事項 無料

(2) 第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 前項の規定により利用者負担金を徴収する場合の徴収期限は、区長が別に定める。

(利用の条件)

第10条 区長は、第4条第1項第2号又は第3号の事業の利用についての承認に際し、必要な条件を付けることができる。

2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。

(利用の条件の変更等)

第11条 区長は、利用の条件を変更したとき、又は第12条の規定により利用の承認を取り消し、若しくは利用を制限し、若しくは停止したときは、利用の承認を受けた者に対して、世田谷区発達相談室利用条件変更・承認取消等通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(利用の承認の取消等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 第6条第2項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(3) 第10条に規定する利用の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

(事業の委託)

第13条 区長は、発達障害に関する専門的知識を有し、発達障害児に対する療育施設等を経営する社会福祉法人、財団法人等の公共的団体、医療法人、特定非営利活動法人等に委託して事業を実施することができる。

2 区長は、前項の規定により事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第13条第2項の規定による守秘義務を遵守させるよう努めるものとする。

3 区長は、必要があると認めたときは、受託者に事業の実施状況について報告を求め、又はこれを調査することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、障害福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日21世要児第246号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日22世要児第238号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日23世要児第287号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25世障地第2491号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27世障地第2363号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日31世障保第449号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。